

	「令和元年度後期高齢者医療会計」における不適切な会計処理について
と き	令和2年12月4日（金）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>練馬区では、令和2年7月に判明した「令和元年度後期高齢者医療会計」における不適切な会計処理を受け、このような事態を二度と発生させないため、全庁を挙げて会計事務の適正化に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>なお、今回の関係職員について、地方公務員法に基づき懲戒処分を行いました。</p>	

【概要】

平成30年度に区民の方が納めすぎた「後期高齢者医療保険料」について、令和元年度に返金する際、本来、歳出科目から支出すべきところを歳入科目から支出するという不適切な会計処理がありました。これにより、令和元年度の「歳出決算額」および「歳入決算額」いずれも485万9,200円過少となりました。なお、区民の方への返金は、適正に行われています。

本件の原因は、会計事務の基本である年度管理が徹底されていなかったこと、還付事務マニュアルの内容が不十分であったこと、予算執行における確認・精査が不足していたことなど、組織的な事務管理体制の不備が主なものでした。

「令和元年度後期高齢者医療会計歳入歳出決算」は、練馬区議会第三回定例会において、会計事務の年度管理における職員の意識の向上と適正な事務処理の徹底、組織としてのチェック体制の見直し、予算の執行管理の強化など、再発防止に万全を期すことを強く求める決議を付したうえで議会認定されました。

【再発防止の取組】

別紙のとおり

【職員の処分】

本件に係る職員について、地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、同法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分としました。

(1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容

区民部	課長	59歳	男性	減給1/10・1月
区民部	課長	60歳	女性	戒告
区民部	部長	57歳	男性	戒告

(2) 処分年月日

令和2年11月25日

【問い合わせ】

〔後期高齢者医療会計に関すること〕 国保年金課 後期高齢者保険料係 電話 03-5984-4588

〔会計事務に関すること〕 会計管理室 出納係 電話 03-5984-5796

〔職員の処分に関すること〕 職員課 人事係 電話 03-5984-5782